

宜野湾市統合型GIS（固定資産GIS・公開型GIS含む）構築・保守業務委託
公募型プロポーザル基本仕様書

令和元年8月

宜野湾市 総務部 税務課

目次

第1章 総則	1
第1条 適用範囲	1
第2条 基本仕様書	1
第3条 契約時における仕様書	1
第4条 業務の目的	1
第5条 準拠する法令等	1
第6条 疑義	2
第7条 計画書の提出	2
第8条 主任技術者及び担当技術者	2
第9条 作業の打合せ	2
第10条 手続き及び損害賠償	2
第11条 検査	2
第12条 成果品の瑕疵	2
第13条 成果品の帰属等	2
第14条 秘密の保持	3
第15条 資料貸与	3
第2章 システム基本要件	3
第16条 概要	3
第17条 システム要件	3
第18条 利用環境	4
第19条 ネットワーク環境	5
第3章 構築	5
第20条 計画準備等	5
第21条 システム要件整理・設計	5
第22条 移行データ変換・搭載処理	6
第23条 システム環境設定	7
第24条 ハードウェアの調達	7
第4章 保守	8
第25条 LGWAN－ASPサービス	8
第26条 ソフトウェアメンテナンス	9
第27条 インターネット－ASPサービス	9
第28条 運用サポート	11
第29条 システム稼働終了時の引き継ぎ	11
第5章 成果品	11
第30条 成果品	11

第1章 総則

第1条 適用範囲

本基本仕様書（以下「仕様書」という。）は本市が発注する「宜野湾市統合型GIS（固定資産GIS・公開型GIS含む）構築・保守業務委託」（以下「本業務」という。）に係る基本的な内容を定める。

第2条 基本仕様書

仕様書に記載の事項はすべて必須であるので、企画提案書の記載に関わらず履行するものとする。

第3条 契約時における仕様書

提案者の決定後、受託候補者（以下「受託者」という。）は本業務のプロポーザルに係る全ての要領、仕様書並びに提案内容に基づき、業務内容を詳細に明示した特記仕様書を別途作成するものとする。提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、本市が業務の具体的な実施方法について別途提案を求めることがある。

第4条 業務の目的

現在、本市では、各部署が必要に応じ、個別に地理情報システム（GIS）を導入（契約・更新）している状況にあり、地図データ整備費用の重複投資が見受けられる。本業務において庁内のGIS環境を統合することにより、全体投資の最適化及び、情報共有による庁内業務の更なる効率化・高度化を図ることを目的とする。また、複数システムで庁外に公開している都市計画関連情報及び地図情報を統合することにより、庁外からの地図情報取得をより容易なものとし、市民の利便性向上を図る。

第5条 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか以下の関係法令に準拠して行うものとする。

- (1) 地理空間情報活用推進法（平成19年法律第63号）
- (2) 地理空間情報活用推進基本計画（平成24年 閣議決定）
- (3) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (4) 地理情報システム 推進指針（平成20年 総務省）
- (5) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (6) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (7) 宜野湾市個人情報保護条例
- (8) 空間データ作成のための製品仕様書作成の手引き（平成16年度 国土地理院）
- (9) 宜野湾市財務規則
- (10) その他本業務に係る法令・規則等

第6条 疑義

本仕様書及び前条の法令等に明示なき事項又は疑義を生じた事項については、本市と受託者はその都度協議し、受託者は本市の指示に従うものとする。

第7条 計画書等の提出

受託者は、本作業着手に先立ち速やかに、作業実施計画書他、本市財務規則に基づく書類を提出して本市の承認を受けるとともに、作業実施期間中は進捗状況を随時報告するものとする。

第8条 主任技術者及び担当技術者

本業務実施にあたり受託者は、以下に該当する主任技術者及び担当技術者を配置し、本市の承認を得ること。また、確認できる書類の写しを、主任技術者及び担当技術者の経歴及び実績等調書（様式7）に添付すること。

- (1) 主任技術者及び担当技術者となるものは、平成25年度から平成30年度までにおいて、地方公共団体が発注した固定資産GIS構築業務に技術者として従事した実績を有すること。
- (2) 主任技術者及び担当技術者の兼任は認めない。

第9条 作業の打合せ

受託者は、作業実施前及び作業期間中は、本市との打合せを密に行い詳細な点については緊密な連絡を保ち作業するものとする。また、受託者は作業打合せの記録簿を2部作成し、本市、受託者各1部ずつ保管するものとする。

第10条 手続き及び損害賠償

本業務に必要な諸手続きは、受託者の責任において行い、その写しを本市に提出しなければならない。また、本作業実施中に生じた事故に対して一切の責任は受託者が負い、発生原因、経過、被害等の状況を本市に速やかに報告すると共にその指示に従うものとする。

第11条 検査

受託者は、各作業工程の終了時に所要の社内検査を行うものとし、本市は各作業工程において必要に応じて適宜検査を行うことができるものとする。この場合原則として受託者の主任技術者が立ち会うものとする。

第12条 成果品の瑕疵

納品の後に瑕疵が発見された場合には、受託者の負担にて必要な修正等を行うものとする。

第13条 成果品の帰属等

本業務の成果品及び成果品を作成するうえで作業行程中に作成した図面、資料、データ等は、すべて本市に帰属するものとし、本市の許可なく成果品を使用、複写の作成もしくは第三者に公表、貸与、譲渡してはならない。ただし、納入されるコンピュータプログラムや利用権のみを購入するデータ等についてはこの限りでない。

第14条 秘密の保持

受託者は、本作業を通じて知り得た秘密については、委託期間中はもちろんのこと、委託期間完了後も第三者に漏らしてはならない。また、貸与・作成するデータに個人情報が含まれる場合は個人情報保護法、本市個人情報保護条例に基づく手続きを行うとともに、データの秘密保持について万全の管理を行うものとする。

第15条 資料貸与

本業務に必要な資料は受託者に貸与するものとし、受託者は貸与された資料について、損傷及び紛失がないよう充分取り扱いに注意し、業務完了後速やかにこれを返納しなければならない。

第2章 システム基本要件

第16条 概要

本業務では、日常業務で利用する統合型GIS、固定資産業務で利用する固定資産GIS、庁外に地図情報を公開する公開型GISを新システムとして構築する。

- 2 統合型GISは、庁内LGWAN接続系セグメントに接続された各種端末において、全職員が利用するものとする。また、統合型GISは、庁内の様々な地図を用いた業務に対応可能な汎用性ならびに高機能性を有するとともに、統合的管理・運用により庁内の情報流通を促進し、高度な情報共有を図ることができるものとする。
- 3 固定資産GISは、固定資産業務に対応可能な専門性ならびに高機能性を有するものとし、固定資産業務の効率化を図ることができるものとする。
- 4 公開型GISは、市民がインターネットに接続された各種端末から様々な地図情報を確認することができるものとする。管理者が統合型GISのデータを公開処理可能な仕組みを有するものとする。

第17条 システム要件

新システムは、操作性に優れ、かつ、ストレスなく地図遷移や画面展開が可能である等、動作速度が優れているものとし、以下の要件に基づき構築するものとする。また、運用期間中に公開される各OSやブラウザの最新バージョンに追加費用なしで速やかに対応でき、定期的なバージョンアップ等により、常に最適な状態で利用できるものとする。

(1) 統合型GIS及び固定資産GIS

- ①LGWAN-ASP方式とする。
- ②構築するシステムは、Web方式とする。
- ③プラグイン等のソフトウェアのインストールが極力不要なものとする。クライアント環境に何らかの仕組みの構築が必要な場合、クライアントへの構築は簡易な方法とし、その方法を本市に提示し、承認を得るものとする。
- ④LGWANデータセンターは、日本法人が国内において運営しているデータセンターにて、必要なセキュリティ対策を講じた施設および設備とする。

- ⑤HTTPSで暗号化して情報のやり取りをする機能を有するものとする。
- (2) 公開型GIS
 - ①インターネット-ASP方式とする。
 - ②構築するシステムは、Web方式とする。
 - ③インターネットデータセンターは、日本法人が国内において運営しているデータセンターにて、必要なセキュリティ対策を講じた施設および設備とする。
 - ④市民等利用者が、パソコン、タブレット及びスマートフォン等を利用し、地図情報を参照できるシステムとする。
 - ⑤管理者が自由にレイヤの追加、情報の登録・編集が可能であるものとし、リアルタイムに統合型GISから公開型GISへ公開処理を行うことができるものとする。
 - ⑥管理者がデータを公開型GISに公開処理する仕組みとして、LGWANデータセンター内のデータを、インターネットデータセンターへアップロード可能な仕組みを有するものとする。
 - ⑦HTTPSで暗号化して情報のやり取りをする機能を有するものとする。
 - ⑧www.gis.city.ginowan.okinawa.jpのドメインを使用するものとする。又、更新の手続き・作業は受託者で行うものとする。

第18条 利用環境

本業務における新システムの利用環境は次のとおりとする。

(1) 統合型GIS及び固定資産GIS

- ①対象
LGWAN接続系ネットワークセグメントに接続された庁内約700クライアント
- ②同時ライセンス
統合型GIS：30ライセンス（固定資産GIS：15ライセンスを含む）
- ③OS
Windows 10
- ④CPU
Intel Core i3相当
- ⑤メモリ
8GB
- ⑥HDD
200GB

(2) 公開型GIS

- ①対象
インターネット接続利用可能なパソコン、タブレット、スマートフォン等のモバイルデバイス
- ②同時ライセンス
無制限
- ③ブラウザ
Microsoft Edge、Internet Explorer 10～11、Firefox、Safari (MacOSX)、Google Chrome

第19条 ネットワーク環境

本市のネットワーク環境は次のとおりであり、本環境下での稼働を保証するものとする。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) LGWAN接続系ネットワーク帯域 | ～20Mbps |
| (2) クライアントパソコンの接続方法 | 有線LAN |
| (3) 既存ネットワークの利用プロトコル | TCP/IP |
| (4) インターネット回線 | 沖縄県情報セキュリティクラウド |

第3章 構築

第20条 計画準備等

計画準備等において実施する内容は次のとおりとする。

- (1) 実施計画書作成
受託者は、業務を円滑に遂行するため、作業ごとに作業手法、工程計画及び作業体制についての計画を立案し、実施計画書として取りまとめ本市の承認を得るものとする。
- (2) 打合せ協議
初回、中間、納品時に加え、適宜必要な打合せを実施するものとする。
- (3) 資料整理
資料収集整理は、本業務にて必要となる資料について本市より貸与を受け、整理するものとする。借用時には、目的と利用方法について本市からの了承を得るものとし、借用書の提出を必須とする。

第21条 システム要件整理・設計

新システムの構築上必要となる以下の内容について整理し、受託者がシステム設計書として取りまとめ、本市と協議するものとする。

- (1) 統合型GIS、固定資産GIS
 - ①システム要件（制約条件、機能・非機能要件の整理を含む）
 - ②アカウント構成（ユーザ・ユーザグループ）
 - ③レイヤ構成及び権限構成
 - ④システム運用要件
 - ⑤その他必要なもの
- (2) 公開型GIS
 - ①システム要件（制約条件、機能・非機能要件の整理を含む）
 - ②アカウント構成（管理者ユーザ）
 - ③レイヤ構成
 - ④公開用TOPページデザイン
 - ⑤公開用コンテンツ・テーマ
 - ⑥システム運用要件
 - ⑦その他必要なもの

第22条 移行データ変換・搭載処理

移行データ変換・搭載処理において実施する内容は次のとおりとする。

(1) 移行データクリーニング

移行するデータについて、論理チェックを実施する。

(2) データ移行

本業務を実施するにあたり、既存システムから移行するデータは下表のとおりとする。貸与するデータは変換を行っても良いが、法規制情報等も含まれることから、データの破損及び改変等が起これないように細心の注意のもとに作業を行うこと。

所管課名称	データ名称	データ形式
総務部 税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・地番図（9年分） ・都市計画基本図 ・評価データ （9年分：用途・状況類似地区、路線価、標準宅地） ・住居表示番号 	Shape形式
	<ul style="list-style-type: none"> ・航空写真（9時期分） 	Tif形式
建設部 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画基本図（H21年度） ・地番図（税務課） ・開発行為区域 ・準防火地域 ・交通広場 ・米軍使用地 	Shape形式
	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋図（9年分） ・区画整理事業地区 ・用途地域 ・臨港地区 ・公園、緑地 ・DID地区 ・特別用途地区 ・都市計画道路 ・市街化調整区域 ・市町村界 	
建設部 建築課	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画基本図（H21年度） ・建築基準法道路データ ・地番図（税務課） 	Shape形式
	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地図データ ・昭和46年地形図（ラスタ） ・道路台帳（土木課）ラスタ200枚 ・航空写真 	
建設部 土木課	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画基本図（H21年度） ・地番図（税務課利用） ・都市計画用途区境界 ・認定路線網データ ・建築基準法道路データ 	Shape形式
	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画データ（都市計画課） ・道路台帳ラスタ200枚 ・昭和46年地形図（ラスタ） ・航空写真 ・住宅地図データ ・法定外道路 	

第23条 システム環境設定

(1) 環境設定

受託者は、受託者作業場所においてシステム環境を構築する。作業実施の際は、本市庁内ネットワーク管理者及び保守管理業者と調整の上、受託者が実施すること。実施する内容は次のとおり。

- ①レイヤ設定（図形表現範囲・属性管理項目及び順序・関連ファイル設定等）
- ②ユーザグループ設定（管理者ユーザ・一般ユーザ・所属グループ等）
- ③図形レイヤ・属性テーブル権限設定（表示・印刷・出力・画像出力・重ね合わせ制御等）
- ④データベース設定（検索テーブル・印刷レイアウト・出力帳票形式等）

(2) ハードウェア設定

本市指定環境において、本業務にて調達するハードウェアの設定を行う。

(3) 現地調整

本市指定環境において、本業務にて構築するシステムの調整を行う。

(4) 操作マニュアル作成・操作研修

①操作マニュアル作成

管理者、固定資産業務担当職員、その他一般職員及び市民向け操作マニュアルを作成し、冊子として納品すること。初心者でも理解しやすいように利用できる機能の説明を分かりやすく記述し、機能毎に操作の手順及び入力方法を明確に記述すること。特殊な用語を使う必要がある場合は、用語の説明文を用意すること。また変更が生じた際には、その都度マニュアルを改訂し、納品すること。

②操作研修

本システムの本格稼働前に管理者、固定資産業務担当職員及びその他一般職員向け研修を実施すること。研修の形態は集合研修とし、合計5回を想定している。

第24条 ハードウェアの調達

ハードウェアの想定する仕様は下表のとおりであり、受託者は本仕様と同等以上のスペックで調達するものとする。

(1) 窓口用クライアントパソコン一式

4台

項目	名称及び仕様
品名/型番	New OptiPlex 7060 スモールシャーシ プレミアムモデル
OS	Windows 10 Pro
CPU	Intel Core i5-8500
メモリ	8GB
HDD	500GB
その他	キーボード、マウス、モニター（23インチ）、セキュリティワイヤ

(2) カラーレーザープリンター

1台

項目	名称及び仕様
品名/型番	LP-S7160Z
用紙サイズ	A3、A4
CPU	Dual Core 750MHz
解像度	600×600dpi、1,200×1,200dpi（スクリーン処理に

	より最大9,600×1,200dpi相当)
印刷スピード	片面：30枚/分(A4ヨコ)、両面：21ページ/分(A4ヨコ)
対応OS	Windows 10/Windows 8.1/Windows 8/Windows 7/Windows Vista/Windows XP

(3) 固定資産用モニター

5台

項目	名称及び仕様
品名/型番	Eシリーズ E2016H 19.5インチワイドモニター
サイズ	19.5インチ
実効解像度	1600×900@60Hz
ディスプレイ	LEDバックライト付液晶モニター
入力コネクタ	VGA, DisplayPort

- 2 製品の信頼性を確保するための品質管理体制を有していること。この体制には、万一、ハードウェアの欠陥が発見された場合は、直ちに対応策が取れることを含むものとする。
- 3 設置から契約期間満了まで当該機器及びそれを構成する部品の調達が保証されること。
- 4 導入した機器において初期不良等が発生した場合、速やかに修理及び交換等の措置を講じること。
- 5 導入した機器において、設置から契約満了までの期間（定期保守等を除く）の使用に耐え得るに十分な信頼性を保証していること。
- 6 導入した機器は、契約満了後本市に無償譲渡するものとする。

第4章 保守

第25条 LGWAN-ASPサービス

システム保守にて実施する内容は下表のとおりとする。

項目		サービスレベル	備考
可用性	サービスを提供する時間帯	24時間365日	計画停止/定期保守は除く
	稼働率	99.5%以上	サービス稼働時間 = (計画サービス時間 - 停止時間) ÷ 計画サービス時間
	計画停止予定通知	2週間前までに担当者より通知	緊急時は除く
セキュリティ	セキュリティパッチ管理	システム構築時の最新版を適用。システム導入後、新たにリリースされるセキュリティパッチ等も速やかに適用	
データの 保全性	重要なデータ消去の予防	誤操作等による重要データ消去を避けるために必要な対策措置を実施	

	データの整合性	更新処理においては十分なデータチェックを実施	エラー等により処理が中断された場合には、データの処理実行前の状態に戻す
	バックアップ	日次及び月次にて取得し、データセンターに1年間保存 データ納品（全搭載データ） 1回/年	
データの機密性	アクセス制限	アクセス権限を持つ職員のみが利用可能な仕組みを提供	
	アクセス権限の管理	アクセス権限を付与、更新可能なシステム管理機能を提供	
問合せ	対応	電話（平日 8：30～17：30）、メール（随時）	実施は受託者の営業日とする
	一次回答	翌営業日以内	〃
障害対応	受付	電話（平日 8：30～17：30）、メール（随時）	〃
	原因究明、解決方法、対応スケジュールの提示	翌営業日以内	〃
	障害の除去	報告した対応スケジュールに基づく	
	障害対応の報告	レポートの提出	
定期点検等	アクセスログ収集・解析	定期レポート 1回/年	ログデータを収集し解析結果報告
	更新データのバックアップ	データ納品 1回/年	磁気媒体に格納
データ更新	住宅地図データ	住宅地図の更新都度、新システムへ更新データをセットアップ	

第26条 ソフトウェアメンテナンス

本業務にて調達するソフトウェアのバージョンアップやバグの修正に対応すること。

第27条 インターネット-ASPサービス

システム保守にて実施する内容は下表の通りとする。

項目		サービスレベル	備考
可用性	サービスを提供する時間帯	24時間365日	計画停止/定期保守は除く

	稼働率	99.5%以上	サービス稼働時間 = (計画サービス時間 - 停止時間) ÷ 計画サービス時間
	計画停止予定通知	2週間前までに担当者より通知	緊急時は除く
セキュリティ	セキュリティパッチ管理	システム構築時の最新版を適用。システム導入後、新たにリリースされるセキュリティパッチ等も速やかに適用	
	ウイルス対策ソフト	外部からの攻撃や侵入を防ぐためのウイルス対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策を講じる	
データの 保全性	重要なデータ消去の予防	誤操作等による重要データ消去を避けるために必要な対策措置を実施	
	データの整合性	更新処理においては十分なデータチェックを実施	エラー等により処理が中断された場合には、データの処理実行前の状態に戻す
	バックアップ	日次及び月次にて取得し、データセンターに1年間保存データ納品（全搭載データ）1回/年	
データの 機密性	アクセス制限	アクセス権限を持つ職員のみが利用可能な仕組みを提供	
	アクセス権限の管理	アクセス権限を付与、更新可能なシステム管理機能を提供	
問合せ	対応	電話（平日 8:30～17:30）、メール（随時）	実施は受託者の営業日とする
	一次回答	翌営業日以内	〃
障害対応	受付	電話（平日 8:30～17:30）、メール（随時）	〃
	原因究明、解決方法、対応スケジュールの提示	翌営業日以内	〃
	障害の除去	報告した対応スケジュールに基づく	
	障害対応の報告	レポートの提出	

定期点検等	アクセスログ収集・解析	定期レポート 1回/年	ログデータを収集し解析結果報告
	更新データのバックアップ	データ納品 1回/年	磁気媒体に格納

第28条 運用サポート

- (1) 本市環境維持・問い合わせ対応・障害対応
第25条及び第27条にて定めたとおり、運用サポートを実施する。
- (2) 本業務における本市との調整担当者の配置
本市との調整担当者を配置し、各課からの問い合わせ等について契約主管課を通さずとも協議可能な体制を構築すること。
- (3) 住宅地図データ更新
第25条にて定めたとおり、運用期間中、年1回合計4回の住宅地図の更新を実施する。
- (4) その他
その他、最適と考えられる運用支援を積極的に行うこと。

第29条 システム稼働終了時の引き継ぎ

本業務終了決定時（終了日の1年前から終了日までの間を予定）の次期導入業者への業務の引き継ぎ、データ移行用の汎用的なデータ作成及びデータ移行の問合せ対応に関しては、本業務の範囲内で行うこととし、追加の費用が発生しないとする。作成するデータは、システムで利用する全データを対象とし、データ形式は本市と協議とすること。データの作成回数は、2回を予定とする。

第5章 成果品

第30条 成果品

本業務での成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------------|----|
| (1) 作業実施計画書 | 1式 |
| (2) 操作説明書 | 1式 |
| (3) 業務報告書 | 1式 |
| (4) 上記の電子データ | 1式 |
| (5) 統合型GISソフトウェア利用権（令和2年4月から令和7年3月末） | 1式 |
| (6) 固定資産GISソフトウェア利用権（令和2年4月から令和7年3月末） | 1式 |
| (7) 公開型GISソフトウェア利用権（令和2年4月から令和7年3月末） | 1式 |
| (8) 関連ソフトウェア | 1式 |
| (9) 窓口用クライアントパソコン一式 | 4台 |
| (10) カラーレーザープリンター | 1台 |
| (11) 固定資産用モニター（19.5インチ以上） | 5台 |
| (12) その他本市が必要と認めるもの | 1式 |

以上